

外国人を雇用する事業主のみなさまへ

オーバーステイの外国人が採用面接時に「偽造在留カード」を示して、従業員や作業員として雇用されるなどの事案が発生しています。

事業主の皆様は、外国人を雇用される際には、確実に在留カードとパスポートの現物を確認するとともに、必ず「在留カード等読み取りアプリ(無料)」を活用して、在留カードの真偽を確認してください。
(アプリのインストール・利用方法は裏面のとおり)



偽造在留カードを発見した場合は...

- ・ 最寄りの地方出入国在留管理官署
- ・ 東京出入国在留管理局 ☎:03 - 5796 - 7256
または
- ・ 最寄りの警察署

までご連絡ください。

○ 外国人雇用時の確実な届け出について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条
外国人労働者(特別永住者、外交ビザ、公用ビザを除く)を雇い入れている全ての事業者は、雇用又は離職の際に、その外国人の氏名・在留資格・在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)に届け出る義務があります。

届け出をしなかった場合には **30万円以下の罰金** が科されます。

千葉県警察



WARNING

在留カード等読み取りアプリとは？

出入国在留管理庁が公開・無料配布している公式アプリケーションで、**誰でも簡単に在留カードの真偽を確認**できる超便利アプリです！

① アプリをスマートフォンにインストールして動作確認



② 在留カードの右上に記載された「英字2桁+数字8桁+英字2桁」を入力



③ スマートフォンの背面上部に在留カード本体を当てて読み込ませる



その他パソコン版等の詳細は ↓ のホームページで！

出入国在留管理庁
在留カード等読取アプリケーション サポートページ
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

